

## 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料

1. 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程12条に規定する技術的審査料金は次に定めるところによる。(消費税込)

○一戸建ておよび一部の共同住宅等※1 の審査料

申請の対象建築物全体

延べ面積	区分	設計住宅性能評価申請との併願※2	単独審査	
			新築※3	既存
200㎡以内	型式認定等(温熱)	16,500円	38,500円	66,000円
	一般		49,500円	
200㎡超え 1,000㎡以内	型式認定等(温熱)	18,700円	42,900円	71,500円
	一般		55,000円	

※1 一部の共同住宅等とは、他住戸のない共同住宅等をいう。

他住戸のない併用住宅(複合建築物の住宅部分全体)の審査はこの料金表を適用できる。

ただし、共用部分の一次エネルギー消費量計算がある場合は下欄の共同住宅等の料金表を適用する。

※2 併願料金の適用は、本技術的審査の申請を設計住宅性能評価申請の2週間以内に行う場合に限る。

(本技術的審査の申請時点で設計住宅性能評価申請が無い場合は、単独審査の料金を適用する)

また、外皮性能計算および一次エネルギー消費量計算に変更が無い場合に限る。

※3 確認検査済証交付から1年以内で、増改築等がされていない場合に新築欄の料金を適用できる。

○延べ面積1,000㎡以内の共同住宅等※4 の審査料

対象	区分	設計住宅性能評価申請との併願※5	単独審査	
			新築※3	既存
建築物全体 または複合建築物の 住宅部分全体	型式認定等(温熱)	68,200円 +M×6,600円	91,300円 +M×8,800円	137,500円 +M×12,100円
	一般		103,400円 +M×12,100円	

M: 審査対象住戸数

※4 1,000㎡以内の共同住宅等とは、他住戸のある共同住宅等をいう。

※5 審査対象住戸の全てが設計住宅性能評価対象になっていない場合は単独審査の料金を適用する。

併願料金の適用は、本技術的審査の申請を設計住宅性能評価申請の2週間以内に行う場合に限る。

(本技術的審査の申請時点で設計住宅性能評価申請が無い場合は、単独審査の料金を適用する)

また、外皮性能計算および一次エネルギー消費量計算に変更が無い場合に限る。

○延べ面積が1,000㎡を超える共同住宅等の審査料

別途見積りとする。

○長期使用構造等確認業務と併せて申請した場合の審査料

設計住宅性能評価申請がある場合と同じ扱いとする。

○非住宅建築物の審査料（標準入力法等には、主要室入力法およびBEST省エネツールを含む）

延べ面積	用途1 ※6		用途2 ※7		用途3 ※8	
	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法
300㎡未満	319,000円	154,000円	85,000円	55,000円	286,000円	121,000円
300㎡以上1,000㎡未満	473,000円	264,000円	143,000円	88,000円	363,000円	187,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	594,000円	308,000円	143,000円	88,000円	484,000円	231,000円
2,000㎡以上3,000㎡未満	693,000円	352,000円	165,000円	110,000円	616,000円	275,000円
3,000㎡以上4,000㎡未満	737,000円	385,000円	176,000円	121,000円	649,000円	308,000円
4,000㎡以上5,000㎡未満	781,000円	407,000円	198,000円	143,000円	693,000円	341,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	869,000円	495,000円	253,000円	198,000円	814,000円	407,000円

※6 ホテル、病院、集会所等およびこれらを含む複合建築物

※7 工場、倉庫等

※8 用途1、用途2以外の建築物（事務所や店舗等も該当）

○西日本住宅評価センターで行った省エネ適合性判定の結果を利用した申請の場合の審査料は、

上表によらず33,000円とする。（省エネ適合性判定と計算方法が異なる場合、または一次エネルギー消費量計算結果に変更がある場合は上表を適用する）

○用途1、用途2以外の建築物（事務所や店舗等も該当）

○西日本住宅評価センターで行った省エネ適合性判定の結果を利用した申請の場合の審査料は、

省エネ適合性判定申請の2週間以内に本申請を行う場合に限り、上表によらず33,000円とする。

（省エネ適合性判定と計算方法または一次エネルギー消費量計算に変更がある場合は上表を適用する）

○建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合、またはモデル建物法で計算を行うもので対象となる室が無い場合の審査料は33,000円とする。

○複数用途の建築物で、2以上のモデル建物法で計算されたものは、主たる用途のモデル建物法の計算に追加された計算（主たる用途に付随する軽微な用途の部分の計算を除く）毎に33,000円を加算する。

○延べ面積が10,000㎡以上の非住宅建築物の審査料

別途見積りとする。

○住宅を含む複合建築物

非住宅建築物の審査料に住宅の審査料を合算したものととする。

○適合証の再交付料金

再交付は3,300円/通とする。

○変更依頼の審査料

変更による追加審査が必要な場合は、単独審査の半額（共同住宅等については基本料のみ半額）とする。

ただし、併願の割引は適用しない。

また、大幅な変更で過半の審査のやり直しが必要な場合は変更申請ではなく新規の申請とする。

#### ■併願審査・評価による割引

下記の審査・評価の中から複数を併願申請する場合において、2種類目以降の審査・評価は上記料金規程にかかわらず割引料金（※9）を適用できる。

- ・建築物省エネ法第30条（性能向上計画認定）に係る技術的審査
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・BELSに係る評価
- ・省エネ適合性判定（非住宅のみ）

※9 住宅にあつては、省エネ適合性判定を除き、「設計住宅性能評価申請との併願」と同じ審査料とする。

非住宅にあつては、上表によらず33,000円とする。

併願割引は複数の併願申請を2週間以内に行う場合に限り、2種類目以降の後続申請に対して適用する。

また、外皮性能計算および一次エネルギー消費量計算に変更が無い場合に限る。

非住宅にあつては、計算方法が異なる場合は、併願割引は行わない。

【 非住宅評価・審査の用途と料金区分 】

用途区分コード	非住宅の用途	料金区分	
—	ホテル、病院、集会所等及びこれらを含む複合建築物	①	
—	工場・倉庫等		②
—	左記の用途以外の建築物		③

用途区分コード	建築基準法施規則別紙に記載のある用途	料金区分	
08070	幼稚園		③
08080	小学校		③
08082	義務教育学校		③
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校		③
08100	特別支援学校		③
08110	大学又は高等専門学校		③
08120	専修学校		③
08130	各種学校		③
08132	幼保連携型認定こども園		③
08140	図書館その他これに類するもの	①	
08150	博物館その他これに類するもの	①	
08152	美術館その他これに類するもの	①	
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	①	
08170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	①	
08180	保育所その他これに類するもの		③
08190	助産所	①	
08210	児童福祉施設等(前3項に掲げるものを除く。)	①	
08220	隣保館		③
08230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	①	
08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	①	
08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	①	
08260	病院	①	
08290	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)		③
08300	地方公共団体の支庁又は支所		③
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの		③
08340	工場(自動車修理工場を除く。)		②
08350	自動車修理工場		②
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの		②
08370	ホーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	①	
08380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	①	
08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	①	
08400	ホテル又は旅館	①	
08410	自動車教習所		③
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場		②
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗		③
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)		③
08450	飲食店(次項に掲げるものを除く。)		③
08452	食堂又は喫茶店		③
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。))又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設		③
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗		③
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)		③
08470	事務所		③
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	①	
08510	倉庫業を営む倉庫		②
08520	倉庫業を営まない倉庫		②
08530	劇場、映画館又は演芸場	①	
08540	観覧場	①	
08550	公会堂又は集会場	①	
08560	展示場	①	
08570	料理店		③
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー		③
08590	ダンスホール	①	
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	①	
08610	卸売市場		②
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設		②
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの		②
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの		②
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの		③